

教育・研究支援用ノート PC 取扱要領

(2020 年 1 月貸出開始回)

本学では、教育・研究支援の充実化の一環として、授業料免除許可者を対象としたノート PC の貸出事業を行なっております。

ぜひ、研究生活、学生生活に有効にご活用ください。

1. 事業目的

学生への教育・研究支援をより充実させること

2. 貸出対象者

授業料免除許可者のうち、経済的困窮度が高いと判断される者

3. 貸出期間

2020 年 1 月 27 日～10 月 30 日【返却期限厳守】

4. 使用料

無償

5. 貸出台数

17 台

6. 貸出 PC の仕様の概略

➤ ハードウェア

一般的な事務用途を想定した 15 インチクラスのノート PC を予定

➤ OS

Windows 10 (マイクロソフト社のサポート期間内のもの)

➤ オフィスソフト

情報システム本部にてマイクロソフト社製ソフトウェアの全学包括契約をしています。

以下のページよりダウンロード及びインストールしてください。

対象オフィスソフト：Office365 ProPlus

情報システム本部の案内・申込ページ

URL：<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/dics/ja/mslicense.html>

➤ セキュリティソフト

OS である Windows 10 にセキュリティ機能が含まれています。

7. 申込方法

貸出を希望する場合は、URL：

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h01_02_08.html

からダウンロードした別紙 1「申込書」に必要項目を入力した後、下記提出先にメールで送付をし、申込みしてください。なお、メールによる申込が困難な場合は、18.本事業に関する連絡先にお問い合わせください。

【申込期限】令和元年 12 月 20 日（金）

【申込書提出先】教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

【メールアドレス】pcuse.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

なお、申込の際は、メールの件名を「【申込】ノートPCの貸出希望について」としてください。

8. 貸出対象者の決定方法

貸出できる PC の台数には限りがあるため、授業料免除許可者のうち、経済的困窮度が高いと判断される者から順に貸出を決定します。同等と判断される場合には厳正な抽選により決定します。

9. 結果連絡及び PC の引渡しについて

貸出が決定した学生には個別に PC の引渡し日、引渡し場所についてご連絡します。引渡しに際して、別紙 2「受取書及び誓約書」をご提出いただきます。

【結果連絡】令和 2 年 1 月 8 日（水）

なお、結果連絡は、貸出対象者のみにご連絡いたします。貸出対象者でない学生にはご連絡いたしませんのでご了承ください。

連絡手段は、別紙 1「申込書」に記載いただいたメールアドレス宛に行いますが、申込時にメールによる申込が困難として、18.本事業に関する連絡先にお問い合わせいただいた学生には別の手段にて行います。

10. 情報セキュリティ教育

情報セキュリティ教育の受講は必須です。未受講の学生には貸出しません。自分が受講したかどうか確認する場合は、学務システム UTAS を確認してください。受講にあたって不明点がありましたら、18.本事業に関する連絡先にお問い合わせください。

学務システム UTAS: <https://utas.adm.u-tokyo.ac.jp/campusweb/campusportal.do>

11. 重要事項

本事業に申し込む学生は、以下について確認し、全て了承の上申し込んでください。

12. 貸出 PC の取扱注意点

本事業で貸出しする PC は、本学が事業者よりリースを受け、利用学生に貸出しするものです。また、利用学生から返却を受けた後、初期化作業を施し、次の利用学生に貸出し、リース期間終了後は事業者へ返却するものです。

利用学生の所有物ではないことに留意し、貸出しを受けた場合は責任を持って大切に使用し、期限までに必ず返却してください。

PC を貸し出した時点から、その PC における責任は利用学生にあります。本学はいかなる責任も負いません。

13. 禁止事項

以下に記載する禁止事項に触れる行為は厳に慎んでください。違反した場合、次回以降の本事業に申請できない可能性があります。

➤ ハードウェアの構成変更

メモリ増設等、ハードウェアの変更については禁止します。

➤ 各種法令に違反する行為

情報ネットワークとコンピュータを適切・安全に利用するため、「情報倫理・コンピュータ利用ガイドラインリーフレット」の内容を理解いただくとともに、遵守してください。

「情報倫理・コンピュータ利用ガイドラインリーフレット (PDF)」

URL : <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400098733.pdf>

➤ 第三者に PC を貸出すこと

➤ 貸出期間を延長して使用すること

➤ 貸出期間中に次回の本事業に応募をすること

14. 原状回復義務

オフィスソフトを含むソフトウェアのインストール等の構成変更については自己責任、自己負担にて実施の上、返却時に原状に戻して返却してください。それにより利用できなく

なった場合、利用学生に弁償を求める可能性があります。

15. 大学による故障対応の範囲

故障の際の連絡先は PC の引渡し時にご連絡します。

故障によるデータの紛失等、PC を使用するにあたり、利用学生が被った損害について大学側は一切の責任を負いません。ハードディスクの故障によるデータの紛失等、故障には十分注意してご利用ください。

データの復旧について大学側では対応しません。利用学生側で、データのバックアップを定期的に行うことを強くお奨めします。

なお、修理を要する場合は、本学で PC を預かります。その際の代替品はありません。

16. 連絡義務

利用学生は、以下の場合には下記連絡先に速やかに連絡してください。

➤ 破損・故障した場合

利用学生の不注意で破損等が起きた場合には、弁償を求める可能性があります。

➤ 紛失・盗難に合った場合

情報漏洩につながる可能性がありますので、必ず速やかに連絡をしてください。書面にて経緯の報告をしていただきます。利用学生の不注意で紛失等が起きた場合には、弁償を求める可能性があります。

➤ 所属、学籍番号、電子メールアドレス、住所等に変更が生じた場合

17. 貸出期限より前に返却が必要になる場合

次の場合は速やかに返却してください。

➤ 貸出期限より前に卒業や修了等で東京大学の学籍を失う場合

➤ 休学等により返却期限までに返却できないことが明らかな場合

18. 本事業に関する連絡先

教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

(御殿下記念館横 学生支援センターモール階)

電話番号：03-5841-2548, 2547

メールアドレス：pcuse.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp